

# 『讃岐典侍日記』「見られる」ことの拒絶と許容

——女房たちの理想と現実——

太田 たまき

## 序

平安時代の貴族の女性は母屋の奥深く、垂れこめた几帳の中で男性の視線を避けて暮らしていた——というのが、中学・高校の古典の授業で教え込まれてきた「古典常識」である。扇や袖、自らの髪を使ってですら、彼女たちは自らの顔、姿を人目にさらすことを拒んだ。「いかで人に声をも聞かれじ、ましてはづれざまにも、影をも見えむは、うたて恐ろしうのみ、つゝみあえりしかば」(注二)というのが、他者の視線に対する当時の女性一般の考えであった。

しかしこれは本当に当時の「常識」であり、現実問題としてそのような生活が可能だったのだろうか。それはあくまで「理想形」であって、完全に叶わないからこそ「あこがれ」「理想像」でしかなかったのではないか。

たしかに、ごく一部の権門の姫君、もしくは『蜻蛉日記』作者道綱母のように、自身は中流階級の出身であっても、恵まれた条件のもと結婚生活を送ることができた女性であればそのような日常も可能だろう。しかし、平安文学の作者たちの多くがそうであったように、<sup>1</sup> 貴族と呼ばれる女性の多くが中流階級に属し、もしくは上流と言われる出自であっても「女房」として他家に出仕する女性は多かった。「女房」として主人を持ち、ひとたびサンクチュアリともいえる自邸を離れば、どうあがいても完全に自分の姿、顔を見られずに生活することは不可能である。平安文学を残し、同時に享受する側の大半の女性たちがそのような状況にあった。彼女たちの多くが、そのような「女性」として完璧な待遇を受けることを理想としつつも、実際それが叶わない、またはいつ叶わなくなるかわからない状態にあったわけである。

そもそも、「顔を見せない」というのは一種の比喩であって、高貴の女性であれば姿はもちろん、声、自作の和歌、筆跡に至るまで容易に他人の耳目にさらすことはない。実体を感じさせないことが重要なのである。こういった生活を全うするためには、相当の人数に囲まれる経済力が必要であり、それがかなうのは極一部の階級の女性である。一生を自邸で過ごす人生を送った場合でも、条件が揃わなければ「見られない」ことの質は下がる。さらに女房となり、主人を持つことは「見られる」ことの拒否権を手放すことを意味し、「見られる」ことの決定権は主人側に委ねられる。

このように、理想と現実の狭間に生きる女性たちがあこがれ続けたのが「見られない」女性像であり、これは高貴の象徴、そして「庇護される女性」の象徴であった。この「見られない」「視線から庇われる」特権に執着し、それを失うことの大きさを実感しつづけたのが『讃岐典侍日記』の作者藤原長子である。

藤原長子は内侍司二等官、「典侍」の地位にあった女性である。高位の典侍とはいえあくまで「女房」である彼女に、堀河天皇は「見られない」特権を与えた。

堀河天皇の崩御によりそれが奪われた過程と長子に与えた影響については以前述べたが(注二)、さらに他者の視線の避け方について詳細に見ていくと、そのすべてを

拒絶しているわけではなく、「見られる」ことに頓着しない、「許容」ともいえる事例も散見される。許容と拒絶には境界線があり、見られていい相手と見られてはいけない相手、状況といったものが存在するようである。それではその基準はどこにあるのか。『讃岐典侍日記』の記述を中心に、「他者の視線を避けて生活する」という平安時代の女性の在り方について、その真偽を考察していく。

## 一 中宮と典侍

まず、女性が他者の視線を避けるということについてはあるが、この「他者」は決して男性のみを指すわけではない。そこで、見逃されがちな「女性同士の見る・見られる」という点から見ていく。

『讃岐典侍日記』を読んで気になることの一つに、長子と堀河天皇中宮篤子内親王との距離感がある。

堀河天皇が重篤な状態に陥ると、篤子内親王方は長子に宛てた文で「昔の御ゆかりには、そこをなんおなじう身におぼしめす(四〇二)(注三)と長子との特別のつながりを認め、長子を信用できる者として堀河天皇の容態を問い合わせる。その結果、一度目の中宮参上となるわけだが、この段階では影の尽力者である長子の同席は許されていない。続けて、再び篤子内親王側が長子に使者を

遣わした際には、長子の篤子内親王方への参上をうながす。長子が中宮御座所に渡ると、そこでも篤子内親王は長子と対面はせず、「離れぬ人」である宣旨という女房を介して様子を聞かせるのであった。

長子が初めて中宮と同じ空間に入る、中宮側からすれば「長子に自身の姿を見せる」ことを解禁したのは、この後に実現した堀河天皇と篤子内親王の二回目の対面においてである。正確な発言者は不明だが、「御かたはらに人のなきがあしきぞ(四〇九)」という言を受けて、長子は同席を許可された。この時点で、一時的にとはいえ長子は篤子側に受け入れられたことになる。

その後、堀河天皇が崩御し篤子内親王と長子の交渉も途絶えるが、崩御翌年の三月に中宮が主催した三十講に出向いた長子は、姉の藤三位とともに中宮の御前近くに参上する。「三位殿はいま少し近く参らせたまへ。典侍殿は今のはづかし(四四六)」と長子の接近を牽制した側近女房の言葉に、篤子内親王自身が「それしもこそころろざし見ゆれ(四四六)」と、直に声を聞かせることにも、自らの姿を見せることにも一定の「許可」を与えている。このように、女性同士の「見る」「見られる」にも大きな意味があり、上位の者からすれば、だれにどのタイミングで自身を「見る」許可を与えるのか、下位の者からすれば主人を「見る」ことを許可してもらえるのかは

両者の関係性に基づく。しかし、長子と篤子内親王のケースは、厳密に言えば両者に主従関係はない。そこで、そもそも事実上内侍司女官の最高位「典侍」である作者が、キサキ側への出入りを許可されていないという点も考慮しなければならぬ。現に、他の女流日記や『栄花物語』などのような歴史物語を見ても、「典侍」は天皇の使者としてキサキのもとに頻繁に出入りしている。なぜ当初、長子には篤子内親王側への出入りが許されていなかったのだろうか。

この点については、さまざまな事例を慎重に精査する必要があるため今回は可能性の一つとして挙げるにとどめるが、考えられるのは長子と堀河天皇の関係である。二人が男女の関係にあったというのはずでに定説と化しているが、この点に加え、『讃岐典侍日記』の記事に限りていえば回想部分を含め堀河朝での長子が公事に奉仕した記録がないこと、宮中祭祀などに奉仕する姿はすべて鳥羽朝出仕以降だということが関係している可能性が考えられる。

明治天皇への出仕経験を持つ山川三千子の著書『女官 明治宮中出仕の記』(注四)には、「権典侍は俗のことばでいえばお妾さんで、天皇のお身のまわりのお世話がその仕事、お内儀においでになる時は、交代で一人は始終御側につめていますので、何かのご沙汰(お言いになる)

のお取り次ぎもすることになっていました(二五)」「皇后様が方々へ行啓の時は、女官長の他に、交代で各仲間から二、三人はお供申し上げるのですが、お遊びの時はともかくとして、権典侍は公の場所にはいっさい出られないことになっておりました。賢所などの御祭典にも内侍がお供いたしますし、御直拝のないばあいは、代拝にまいることになっておりました(三〇)」などと述べられている。平安後期と明治時代ではあまりに時代が異なるため安易にこれを根拠とすることはできないが、すでに指摘しているように(注五)、長子は堀河朝と鳥羽朝では任された職務の範囲、そして男性の目から庇われるかさらされるかという点でも大きく異なっていた。そのような点からしても、堀河朝での長子は一介の女房とは異なる特殊な立場にあり、本来は篤子内親王側に入入りを許される立場ではなかったとも考えられる。よって、長子にとっては篤子側から出入りを許され、その姿を見ることが許されたというのは、必ずしも全面的に悦びをもって受け入れられることではなかったのかもしれない。

## 二 御前聴されたる人々

後宮が最も華であった平安時代中期、女御クラスの内には四〇名ほどの女房が付き従ったという。それだけの集団であれば、内部では当然格差が生じる。現に、定員四人といわれる典侍たちの中でも序列はあった(注六)。清涼殿内部において典侍は天皇の最側近であり、天皇の姿を見ることを許されない典侍は存在しない。典侍は「上臈」であり、その下には「内侍(掌侍)」が控えており、ここには明確な差が存在する。そしてキサキや一般貴族の女房集団でも同様な格差があり、それが集団の中では明確な意味を持つのである。

女房集団内の格差の基準としてもっともわかりやすいのが、「お目見え以上」「以下」という線引きであり、これは男性社会における殿上人と地下人の差に近い。この「お目見え以上」、つまり主人の姿を見ることが許された女房と、許されない女房の差についての興味深い記述が、『たまきはる』に残されている。

上臈は、御前につぎきたる二間とて、七条殿の二棟につぎきたる寝殿の北の廂の西の端なり。人少なき時はこの二間、多かる折は西の間を開け合はせて、うち解くる世なく、袖褻うち乱れず、つくろひるたり。中臈より下、これにつぎきたる大ばん所に、おなじさまにてさぶらふ。近う候人は東の台盤所と

て、向かひたる方を通る。入り立ちの人／＼などは、それに入る。この上郎のさぶらふ二間には、しげき折は二三日、まぎらはしきほどなどは四五日になる時もありき。(二一五)

女房はその出自によって「上臈」「中臈」「下臈」に分けられる。そして、その差は与えられる局、御前での伺候場所にも明確に表れていた。主人との距離が近いほど上臈である証であり、どれだけ主人と近づけるのか、主人を「見る」ことを許されるのが集団における自らの地位を示すものであった。「主人」は他者の視線から守られる存在であるため、主人に近い場所を許されれば、自身も自動的に主人を中心に張り巡らされた遮蔽構造の恩恵に与ることになる。この「恩恵の傘」は、当然のことながら主人との距離が離れるに従って効力は薄くなる。そして、その保護を受けられない「お目見え以下」の女房たちは、「御前聴されぬ人は、近くさぶらふ人／＼の、御前になる」と告ぐるに、立ち退きて、障子の外にゐる(二五六)とあるように、自分たちの姿が主人の目に入る、女房側からすれば主人を見てしまう可能性が生じると、自分ら身を引かなければならないというのである。彼女たちは、主人から「見てもらう」、存在を認めてすらもらえないのである。

このように見ていくと、女房にとって主人に「見られる」ことは、一概に「恥」「屈辱」ではない。主人の姿を見ることを許されること、主人から「見られる」ことは、一女房として存在を認識されことを意味する。上位の者に身をさらすことは、女性の理想形である「見られない女」としての資格を失うことではあるが、一方で女房としては自立の第一歩だったのである。

### 三 「几帳を作り出でん」

それでは、個人・集団を含めて、女房たちはどのように「男性からの視線」に対処したのか。そもそも女主人と異なり、男性の主人に仕える女房には主人を他者の視線から守る必要はない。男性主人に仕える場合のも最も難しい点は、主人との関係にある。男女の関係が生じ、しかもそれを周囲も承知しており、主人自身も相手に「女房以上の特権」を与えたいと考えた場合、ことは複雑になっていく。

『讃岐典侍日記』作者藤原長子は、一般に認識されている「女房」のイメージで語ることでできない特殊な立場にあった。長子は堀河天皇、鳥羽天皇二代に仕えた内侍司二等官の「典侍」、いわゆる「うへの女房」であった。彼女の立場の複雑さは、紫式部や清少納言とは異なり主人が男性であったこと、そしてそれが「天皇」であ

ったこと、そして堀河天皇と男女の關係にあった点にある。一般の邸宅にも男主人に仕える女房は存在した。しかし、典侍の場合、内侍所女官として公事に奉仕しつつも、實際は天皇の日常の世話が職務の中心であった。同じく天皇の側近として仕える藏人は殿上の間などにおける奉仕であったが、清涼殿内部での世話は典侍や内侍が担当していた。しかし、清涼殿は天皇のプライベート空間とはいうものの大臣クラスの最側近たちが日常的に入りしており、彼女たちが彼らの視線を拒否することはできない。

加えて、長子は堀河天皇と男女の關係にあった。そして、堀河天皇崩御後は当時五歳の鳥羽天皇に出仕したわけだが、成人男性である天皇とその息子の幼帝という二代の天皇に仕えたことにより、長子は相当複雑な女房生活を送ったことになる。

このような特殊な立場にあった長子がもっとも執着したのが、「御膝のかげ」として知られるエピソードである。病が篤くなり息も絶え絶えの中、堀河天皇が自分の膝を使って、長子を当時の関白右大臣藤原忠実の視線から庇ったというものである。

殿のうしろのかたより参らせたまひけるも、例のやうになどして参らせたまふこそしるけれ、このご

ろは、たれも、をりあしければうちしめりならひておはしませば、いかでかはしるからん。「大臣来」と、いみじう苦しげにおぼしめしながら告げさせたまふ、御心のありがたさは、いかでか思ひ知られざらん。かく、苦しげなる御心地にためまず告げさせたまふ御心の、あはれに思ひ知られて、涙浮くを、あやしげに御覧じて、はかばかしくも召さで、臥させたまひぬれば、また添ひ臥しまるらせぬ。

(四〇一)

かくおはしませば、殿も夜昼たゆまず参らせたまへば、いとどはれにはしたなき心地すれば、三位殿も、「をりにこそしたるがべ。かばかりになりたることに、なんでふものはばかりはする」とあれば、いかがはせんとて過ぐす。

大殿近く参らせたまへば、御膝高くなして陰に隠させたまへば、われも単衣を引き被きて臥して聞けば、「御占には、とぞ申したる、かくぞ申したる。御祈りは、それそれなん始まりぬる。また、十九日より、よき日なれば、御仏御修法のべさせたまふ」と申させたまへば、「それまでの御命やはあらんずる」とおほせらる。

(四〇二)

つれづれのままだに、よしなし物語、昔今のこと、語り聞かせたまひしをり、殿のあとのかたに寄りたてまつらせたまひしかば、そのままにてさぶらはんは、なめげに見苦しくおぼえしかば、起き上がりて退かんとせしを、見えまゐらせじと思ふなめりとおぼして、「ただあれ。几帳作り出でん」とて、御膝を高くなして、陰に隠させたまへりし御心のありがたさ、今の心地す。いつのまに変わりはりける世のけしきぞと、よろづの人たちのそのかみの人ならぬなかに、わればかり昔ながらの人、いかに結びおきける前の世の契りにかと、もののみ思ひつづけられて、あはれしのびがたき心地す。

(四五七)

長子が本エピソードに執着した理由については以前考察したが(注七)、重要なのは、ここで作者が避けたのが「右大臣藤原忠実」の視線である点である。彼女が避けているのは「忠実の」視線であり、堀河天皇が庇ったのも「忠実の」視線からのみである。一方で、忠実に次ぐ身分である内大臣源雅実の視線については、堀河天皇も長子自身も一向に気にする様子がない。

明けぬれば、大臣殿参りたまひて、院の御使にてことどもありげなるけしきなれば、心なき心地しぬ

べければ、寝たり。何ごとにか、こまやかに申させたまふ。御位ゆづりのことにやとぞ心得らるる。申しはてて、臥したるところにさし寄りて、「御かたはらに参らせたまへ」といひかけて、立ちたまひぬ。

(四〇六)

ここに長子と堀河天皇による取捨選択の意識が表れている。「見られないこと」は理想ではあるが、天皇側近女房としてそれは叶わない。しかし、「それでも忠実の視線からだけは避けたい」という両者の思いの合致からこのような処置が可能となった。単純に考えれば忠実に警戒させるような要素があり、その結果として「御膝のかげ」に至ったということになるだろうが、現時点でそれを補う事実は発見できてない。ただ、忠実は長子たちとほぼ同年代、雅実は当時四十八歳という点には注目したい。雅実は堀河天皇生母中宮賢子の弟であり、堀河天皇の叔父にあたる。年齢的にも立場的にも実害は考えにくかったのか、堀河天皇と長子は彼を特別に意識することとはなかった。一方で、忠実と堀河天皇、長子の三者はほぼ同年齢で、加えて忠実は白河院との間に御子を儲けた女性を、祖母を仲介に譲り受けたという逸話を持つ。それ以外にも何らかの避けるべき要因があったのか、堀河天皇は長子を彼の視線からのみ庇い続けた。そして長

子は忠実からの視線にのみ反応する。作品内では堀河天皇の病床の間に入りする男性が散見するものの、長子が拒絶したのは忠実のそれだけであり、雅実を含め、忠実以外の男性については特別の措置が講じられることはなかった。

① かくおはしませば、殿も夜昼たゆまず参らせたまへば、いとどはれにはしたなき心地すれば、三位殿も、「をりにこそしたがへ。かばかりになりたることに、なでふものはばかりはする」とあれば、いかがはせんとて過ぐす。(四〇一)

② 左衛門の督、源中納言、大臣殿の権中納言、中將の御乳母子の君たち、十余人、女房のさぶらふかぎり、声をととのへて、せめておぼゆるままに、御障子をなるなどのやうにかはかはと弾き鳴らして、泣きあひたるおびたしき、ものおぢせん人は聞くべくもなし。「いまひとたび見まらせん」とて、親しき上達部、殿上人も、われもわれもと参れど、うときは呼びも入れず。(四一九)

③ 長押のしもに、さなりはてさせたまひぬと見まらするまに、大臣殿の三位、まろびおりて、やが

てそこに、おなじさまにて、息もたえたるさまして、臥したまひたる、大臣殿見たまひて、子の中納言召して、「あれ、ゐて退けよ」とあれば、そのかたの女房、中納言として、いとたのもしくめでたげにて、かき抱きて去ぬ。

さるほどに、大式の三位も、御子、播磨の守、出雲の守などいふ人々、かきすくひて去ぬ。(四二二)

④ 加賀の守の、さばかりあるは、抱き退くべき心地もせねば、加賀の守に、「われはえ抱きたまふまじくは、局の人を呼びたまへ」といへば、さばかりのものもおぼえずげなる人の、とりあへず、「いかでわが君のおはしますところにて下衆をば寄せん」とて、いみじう泣かる。参りさまに抱かれたりつれば、せめてもののおぼえでかとぞおぼゆる。されば、わがかたの女房ども呼び寄せて、非道に、引き載するやうにて、人の背中に負ほせてやりつ。(四二四)

⑤ 昼つけて、殿参らせたまひて、人々のなほりなどすれば、ものを参らせさして立たんも、おとなにおはしまいにぞ、さやうのをりもわかず立ちしか、また、おとなしうなども告げさせたまひしか、これ



は、うちすてて立たば、よきことやいはれんずると思へば、なほゐたるも、かくこそありがたかりけることを心にまかせて過ぐしけん年月を、いかで思ひ知らざらん。はしたなく思へば、うちうつぶしてゐたれば、御障子の外にゐたる人たちに、「あれは、たそ」と問はせたまふ御声、聞こゆ。「それ」といふるなめり。御障子のうちに近やかについて、「いつよりさぶらはせたまふぞ。今よりはかやうにてこそは。そも昔の思ひ出でられたまひて恋しきに、そのかみの物語してなぐざめん」などある、いとかなし。(中略)「思ひかけざりしことかな。かやうに近やかに参りて、ものなど申ししこととは、思はざりしかな。例ならでおはしまいしをりなど、御かたはらに添ひ臥させたまへりしをり参りたりしかば、御膝高くなさせたまひて、陰に隠させたまひしをり、かやうならんことどもとこそ思はざりしか。げに陰にも隠れさせたまひしかな。世はかくもありけるかな」といひかけて立たせたまひぬる聞くぞ、げにと心憂き。(四四一)

①で「三位殿」が言っている「をりにこそしたがへ」というのは、「通常であれば許されることでも、この状態では我慢しなさい」ということだろう。「通常」がど

のような状態を指すのかは今後考察の必要はあるが、姿を隠そうとした長子に対する批難というか、論ずことばなのだろう。また、②では多くの側近が清涼殿内病床の間に参入していること、③では雅実が女房たちの間に入って場を取り仕切っていることがわかる。④では、長子の甥ながらもほぼ同年齢と思われる加賀の守藤原敦兼と直接言葉を交わし、ともに長子の姉藤三位の処置を行っている様子が述べられている。そして⑤では、あれだけ避けた忠実に対して鳥羽朝出仕後は直接姿をさらし、会話までしている。

以上のことから、やはり長子が避け続けたのは忠実のみであって、そこには忠実個人に何らかの原因があったことがわかる。身分の乖離という点で、下位の者の視線を避けるということは一般に想定されることだが、人臣最高位のたった一人のみの視線を避け、それ以下の身分の者には女房として通常の対応をするというのも興味深い現象である。

「御膝のかけ」のエピソードは、われわれが習ってきた「男性の視線を避けるという習慣を持つ平安時代の女性」という教えをそのまま受け入れれば、それを死守するたしなみ深い女性の話という印象を受ける。しかし、本エピソードにより読み取れるのは、長子が置かれていた状況の特異性であり、実際は「それが許される立場で

はなかったのに」という前提のもと、「忠実という一人に対してだけ」許された拒絶行為を描写したものである。そしてそこにあるのはやはり、「見られない女性」は広く一般の女性にとって、あこがれの理想形であるという事実なのである。

#### 四 即位式「右の典侍」

忠実個人の視線の拒絶にはこだわり続けた長子は、一方で「見られる」という点においては比べものにならないほどの事象に、意外なまでの無頓着さを見せることがあった。それは典侍の「公」「ハレ」の職掌からして避けられるはずのない、集団からの視線である。

まず、記事の順に長子が奉仕した儀式における心情をたどっていこう。

前述のとおり、『讃岐典侍日記』の中では回想部分を含めて、堀河朝出仕期間中に長子が儀式に奉仕したという記述はない。諸記録を見ても現時点でそれは見つからず、よって、「帳あげ」に指名された時点でどれほど彼女に「人に見られる」耐性があったのかは不明である。しかし、帳あげをはじめとして彼女が関わった儀式は即位に伴う一世一代のものであり、通常の年中行事的な公事とは規模も重要性も大きく異なっていた。それにもかかわらず、彼女は忠実の視線を避けた際の「見られな

い」ことへの執着を一切示すことはなく、淡々と受け入れている。

堀河天皇の崩御後、宮中を退いた作者のもとに鳥羽朝出仕の要請が来る。作品本文によれば、彼女が承諾に躊躇していると、その最中に鳥羽天皇の伯父・藤原公実が死去。その娘で鳥羽天皇の乳母・大納言典侍が服喪により即位式「褰帳の女房」の役を降りることになり、長子にその大役が回ってきたのである。

その際、長子は「二代の天皇」に仕える嘆きは訴えているものの、「褰帳の女房」として衆人環視のなか儀式に奉仕することへの抵抗は一切述べていない。

夕暮れに、三位殿のもとより、帳あげすべきよしあれば、いとあさましくて、日ごろは聞き過ぐしてのみ過ぎつるを、参らじと思ふなめりと心得させたまうて、押しあてさせたまふなめりと思ふに、すべきかたなし。(中略)「内蔵の頭の殿より人参らせたり。院宣にて摂政殿のうけたまはりにてさぶらふ。

『堀河院の御素服、賜りたらば、とく脱ぐべきなり』と宣旨くだりぬ。とく脱がせたまへ」といひにおこせたり。かばかりのことだに心にまかせず、道理に脱ぐべきをりも待たず脱ぎてんこと、心憂きに、「芹つみし」といひけん古言を、身に思ひよそへら

る。

(四三一)

長子が難色を示したのは、選ばれた人間だけが許された堀河院の素服を、着用期間を全うすることなく脱がなければならぬことであった。そこには「帳あげ」奉仕やそれに伴い多数の男性参列者に姿をさらすことへの戸惑いや拒否感はない。堀河天皇の生前、あれほどの執着をもって忠実の視線を避けてきたことからするとこの落差には違和感を覚える。このあと、引き続き彼女は「二代の天皇」に仕えることの悲しみと憤りを切々と述べるが、やはりそこにも「儀式で姿をさらす」ことへの抵抗は述べられていない。

「花山院のをりに、惟成の弁を、入道殿、一条院にわたりて、『もとのごとく、六座にてつかはん』とおほせられけるをだに、わが君につかうまつりしことの、それにつけても思ひ出でられぬべければ、官位をすてて法師になりけん。わが身の、何の思ひ出でにて、いにしへのはづかしさに思ひこりず、さし出づべき、あまたの女房のなかに、など、われしも、二代までかくはあるまじきめを見るべからん」と思ふに、前の世の契りも心憂けれど、さるべきにこそはと思ひなして、流れの水をむすび、さや

かになり、親しくつかうまつる主とならせたまへば、おぼろけならぬ契りにこそと、思ひなぐさむれど、藻に住む虫のわれからとのみ、世にありてかかるめもみること、かなしけれど、さてあるべきことならねば、いそぎ立ちぬ。(四三二)

「二代までかくはあるまじきめ」とあるが、堀河天皇と前世代だった長子が、八歳で即位した堀河天皇の即位式で「褰帳の女房」を務めた可能性は皆無である。よって、「二代」は純粋に堀河天皇亡きあと鳥羽天皇に仕える、結果として二代の天皇に仕えることを指す。したがって「帳あげ」に奉仕し、人前に姿をさらすことへの反発や拒否感はこの時点では一切言及されていないことになる。

それでは、「帳あげ」回想の部分についてはどうであろうか。嘉承二年十二月朔日、長子は夜の明けぬうちから大極殿に参上するが、実際の儀式が始まったのは「申の刻」だったという。その間、目にするものへのなつかしさや周囲の様子への所感も述べても、「帳あげ」に奉仕すること自体への感想はなかった。

かくて、「ことなりぬ。おそし、おそし」とて、衛門の佐、いとおびたしげに、毘沙門などを見る

心地して、われにもあらぬ心地しながらのぼりしこそ、われながら目くれておぼえしか。手をかけさずるまねして、髪あげ、寄りて針さしつ。わが身いらずともありぬべかりけることのさまかな、などかくしおきたることにかとおぼゆ。御前の、いとうつくしげにしたてられて、御母屋のうちにゐさせたまひたりけるを、見まゐらするも、胸つぶれてぞおぼゆる。おほかた目も見えず、はぢがましさのみよに心憂くおぼゆれば、はかばかしく見えさせたまはず。ことはてぬれば、もとのところにすべり入りぬ。

夜に入りてぞ帰りぬる。あるかなきかにて帰れば、顔を、あやしげに思ひて、まもりあひて、「御顔の色のがひておはしますは、いかに」などいひあへるは、まだなほらぬにこそと、しほしほと泣かれぬ。

(四三八)

令和の即位礼正殿の儀を見てもわかるように、「帳あげ」とは、帳を下した状態で天皇が高御座の中に入り、「褰帳の命婦(女房)」と呼ばれる左右二名の女性が双方から帳を掲げ、そこから新天皇が廷臣の前に姿を見せるというものである。令和元年の即位式では天皇の高御座と皇后の御帳台が併設され、高御座の帳は男性の侍従職によってタッセル様式のもので留められていたが、鳥羽

天皇の当時は高御座のみであり、帳を褰げるのも「褰帳の女房」によってであった。イメージとしては、令和の即位式の御帳台に奉仕した女官の姿がそれに近い。また、元来、褰帳の女房は帳に手を掛けるのみで、実際に針で柱に留めるのは采女であった。長子はこの時点の心境を「『おそし、おそし』と急きたてる衛門の督の様子が毘沙門などを見る心地がして、われにもあらぬ心地がしながら登った」と述べているが、明確に「衆人の視線にさらされる」ことの恐怖や拒否感を述べてはいない。反対に、采女が針で留めた事実注目し、「わが身いらずともありぬべかりけることのさまかな」と冷静に分析している。また、長子は「帳あげ」のみ記録しているが、実際、帳は「褰帳の命婦」によって令和の儀式同様、下ろされるところまでが儀式に含まれた。よって長子は都合二回、参列者の視線を一身に浴びたことになるが、それについても最初の「あげる」ときの感慨として「おほかた目も見えず、はぢがましさのみよと心憂くおぼゆれば」と述べたのみである。儀式の前半部しか言及しないこととあわせて、長子にとって「見られる」という点においてはこの行事がそれほど大きな試練ではなかったことがうかがえる。

以上のように、「見られる」ことはもちろん、「晴れがましさ」という点でも、長子にとって一世一代の経験で

あるにもかかわらず、そうとは思えないほどの素っ気ない記述という印象を受ける。加えて、長子は「下ろす」部分だけでなく、通常であれば書き残すであろう点も大きく省いている。それが「左の典侍」の存在と「令子内親王の高御座参人」についてである。

まず左右二人の「褰帳の命婦」についてであるが、鳥羽天皇の即位式では左の命婦が神祇伯泰資王女源仁子、右の命婦が長子であった。もともと褰帳は伯家の女性が務めたが、それが難しくなると左が伯家女王、右が典侍（その多くが即位する天皇の乳母）という組み合わせで執り行われた。当時は一般に左が上位であること、褰帳においても後朱雀天皇あたりからそれが定番になったことなどから、右の命婦であった長子は格下の立場で儀式を務めたことになる。また、この「右」というのは、慣例に従えば天皇から見ての「右」であり、南面する天皇を軸にすると西側にあたる。実はこの時、当時五歳の鳥羽天皇の高御座内部には、准母の資格で立后した白河院の娘、堀河天皇の同母姉令子内親王が同座していた（注八）。令子内親王の座は高御座戌亥の方角、八角形の高御座からすると北西の辺に設けられていたと考えられるが（注九）、それは左右の女房からすれば右側、長子の側であった。もちろん、鳥羽天皇と令子内親王の間は三尺の几帳で隔てられていたというから長子が直接令子内親王の

姿を見ることはなかっただろうが、そのような状況についても一切触れないまま、当該記事は終わっている。

また、当該儀式では、褰帳の女房は威儀の命婦二名、劍璽内侍二名、そして執翳女孺六名とともに高御座の前に控えていた。そこに、忠実や雅美を初めとする高位の男性が詰め、それを見守る公卿、諸大夫などがいたという（注十）。そのような状況を前に、長子は一切の愚痴も拒否反応も見せない。令子内親王を始め、相方の「左の命婦」や他の女官たち、そして周囲に配置された高位高官の男性たちの存在や視線に一切触れず、「衆人に姿をさらす」ことへの抵抗感を口にしないう長子の態度が、堀河朝での忠実に対する振る舞いと、の差からして何とも奇妙に映るのである。

後深草天皇の大嘗祭で、悠紀殿の高御座に入る天皇のお供をした弁内侍は、「高き石橋に袴の踏みどころ辿られて、扇もさされず、いとわりなし（一六二）」（注十二）と、扇もさせず顔をさらすことの恥ずかしさを述べている。

一方で、忠実の視線から庇われ続けることに執着し、また、出仕にあれほどの拒否感を強調した長子は、集団からの視線という点については当時の女性の嗜み程度の羞恥心を述べる程度にとどまった。それに続く一か月後の正月、新帝御所に出仕した長子はここで忠実と言葉を交わす（前掲引用⑤）。ここでふたたび長子は「見られる」

この抵抗感を表明し、「はしたなく思へば、うちうつぶしてゐたれば」(四四二)と、「見られる」ことの拒否感をあらわにしている。

こう見ていくと、長子の中での「避けたい視線」は忠実個人についてであり、他の部分においてはやはり「女房として受け入れなければいけないものは甘んじて受け」ことはしており、「完全に他者の視線を遮断する」といった夢物語とは一線を画していることがわかる。

##### 五 大嘗会「さきざきも二人参る」

天皇の即位式という最も晴れがましい儀式に臨み、出仕以前には考えられなかったほど多くの視線を浴びて姿をさらすことに大きな抵抗も羞恥も見せなかった長子であるが、同様の反応を見せたのがその翌年、天仁元年十一月二十三日に行われた大嘗会「清暑堂の御神楽」への奉仕の場面である。大嘗会本祭ではとくに大きな役割を担うことはなかったのか、長子は「大嘗会のこと、書かずとも思ひやるべし。みな人知りたることなれば、こまかに書かず」(四七〇)と述べるに留まっている。この「みな人知りたることなれば」については、「みんながその詳細を知っているので」書かないとも、「秘儀であることはみんな知っているので」書かないとも取れるが、その検証は今後の課題としたい。

大嘗会自体には一定の距離を感じさせる長子であったが、ここで再び、「帳あげ」と同様なことが起きる。日記本文によれば、院の意向と忠実の選定により、大嘗会の一環である「清暑堂の御神楽」への奉仕を言い渡されたのである。

とまりてなど思ふほどに、「院より、『清暑堂の御神楽には、典侍二人さきざきも参る』とおほせられたるに、一人ぞ弁の典侍参る、いま一人は参らせたまひなんや」と、殿のおほせらるれば、その出で立ちにことつけて出でなんと思ひて、「むかへに人おこせよ」といはせられたれば、暮るるままにおこせたり。(四六七)

御神楽の夜になれば、ことのさま、内侍所の御神楽にたがふことなし。これはいますこし今めかしく見ゆる。みな人たち、小忌の姿にて、赤ひもかけて、日かげの糸など、なまめかしく見ゆるに、かざしの花の有様見る、臨時祭見る心地する。みな座につきて、おのおの、すべきことどもとりどりにせらるるに、殿も本末の拍子とりたまふぞうるはしき。(中略)

かくて、御神楽はじまりぬれば、本末の拍子の音、

さばかり大きに、高きところにひびきあひたる声、聞き知らぬ耳にもめでたし。御神楽、やうやうはてからになると聞こゆ。

(四七一)

ここでも長子は儀式への参列に対し、拒否感をあらわすことはない。しかも、長子は自分がどういう役割で参加したのか具体的に述べていない。鍵となるのは「内侍所の御神楽にたがふことなし」の記述である。

そもそも、清暑堂の御神楽は大嘗会の三日目に行われるものであり、中心的儀式という位置づけではないためか、『中右記』などの当日の記録にも記載が少ない。また、同じく内侍司女官である「掌侍(内侍)」が書いた『弁内侍日記』『中務内侍日記』を見ても、典侍の役割について詳細は残されていない。

卯の日は清暑堂の御神楽なり。「中宮の御方へ参る道にて人々聞かばや」とありしかども、摂政殿候はせ給ひて、いと口惜し。清涼殿の方へ立ち出でたれば、職事ども立ち並びたり。また衣被かさなりて、更に道なし。

(『弁内侍日記』一六一)

清暑堂の御神楽は、御代の始めの御祈なれば、ここに君も臣も御神事にて、もてはやし給ふ事なれば、

所作の人、かねてよりその人／＼と定められて、皆参りぬ。御神楽の御装束果てて、出御なりてはじまりぬ。

(『中務内侍日記』二一六四)(注十二)

現在、神社などで奉納される神楽とは異なり、宮中の御神楽に演者として奉仕したのは男性のみであった。長子も舞や楽器を披露するために呼ばれたのではないのだろうが、それでは前日に急に指名されて事足りるという役目とは、どのようなものだったのだろうか。

手掛かりとなる「ことのみさま、内侍所の御神楽にたがふことなし」という長子の言葉に従うと、『弁内侍日記』にその記述がある。

内侍所の御神楽は十二月十五日なり。典侍按察典侍殿、内侍少納言。月いとおもしろくて、人々いざなひて聞きにおはせしが、中院三位中将、雅忠の中将など、軒廊の方に見えしかば、空しくて立ち帰りたりしを、

(一六三)

これを見ると、内侍所の御神楽では「典侍と内侍」がともに何らかの役割を担ったことがわかる。これについては、『建武年中行事註解』の「内侍所の御神楽」の条に「内侍所の御神楽、行幸あり。先づ典侍・掌侍まるる。

すけは、童二人に木丁さゝせたり。内侍所に行幸なりぬれば、御拜。刀自、のとなど申す」とある(注十三)。この記述によると、天皇の内侍所参入に際し、先導のような形で典侍と内侍が奉仕したことになる。また、「すけ」つまり「典侍」のみが木丁(几帳)によって周囲の視線から遮られたこともわかる。もしこれらの記述が清暑堂の御神楽にも当てはまるとするならば、本来は「典侍」「内侍」の組み合わせであったことになる。または、清暑堂の御神楽の場合は大嘗会という格の高い場での御神楽であることから、この場合のみ典侍が二人になるとも考えられる。どちらにしる、白河院の発言は、「典侍・内侍」の組み合わせがよく知られてはいるが、清暑堂の御神楽では「先々も典侍二人まゐる」ことであつたため、どちらかを格下扱いしているわけではない、これが通常であるという意味が込められていたのだろうとも考えられる。そして長子もそのように受け取り、読み手にもそれを知らしめるために忠実の言葉を用いたのかもしれない、そう解釈することで「先々」の表現が腑に落ちる。即位式の褰帳では相方の存在を出さなかつた長子が、ここで弁典侍の名を出したのも、「自分は決して「内侍」の代役ではなく、正当な在り方として出仕を要請されたのだ」という主張のためであると考えれば整合性がつく。今回の問題である「視線」についても、人前に出ること

の躊躇が一切言及されていないのは、「召された自尊心」を満足させるものであつたこと、几帳に守られての奉仕であれば必要以上の躊躇も拒絶することはない、そして何よりも、典侍である以上これらに不満を表明することが、自身の典侍としての立場を否定することにつながるということもあるのだろう。堀河天皇の庇護を失い、一介の女房として生きざるを得ない状況に置かれた長子にとっては、受け入れるしかない現実だったのかもしれない。

長子が「御膝のかけ」に執着した最大の理由は、それが自らの特権を表すものであつたことにある。裏返せば、それはキサキ階級に準じる待遇、「女房」となつてしまつた自分には本来許されない、理想の「庇護される女性」としての在り方だったからであろう。平安文学の作者たちが描き続け、現代の我々が平安貴族女性の常態であると思ひこみがちな「見られない」姫君たちとは、彼女たちが憧れ続け、自らの理想を投影した夢の姿だったのである。

## 結び

卑近なもの、あまりに現実に近いものはあこがれの対象にはならない。手が届きそうでありながら叶えられない、そうしたものであればあるほど、その欠如は大きく



のしかかる。平安時代の女性にとって、他者の視線から完全に守られ、完全な庇護のもと生活する女性とは、希求してやまない女性としての完成形だったのである。主人に「見られること」、それを受け入れることが出仕の前提条件である以上、彼女たちは自分を見ることを主人側に許したことになり、そこに従属関係が生まれる。

「見られる」「視線を避ける」ことの拒絶の主導権はもはや自分にはなく、完全に他者である主人にゆだねられてしまった、そのような状態が「女房」なのである。

もちろん、他者の視線からの完璧な保護を保証された女性以外が全員自邸を離れ、女房として出仕したわけではない。同じ階級の女性でも、道綱母のように生活の保障があり、一生を自邸で過ごした女性もいる。しかし、それらは女性たちが求めた真の理想形の「劣化版」であり、最高の状態で最高の庇護、あらゆる「視線」から守られるという、あこがれの実現とはいえない。

平安文学を研究するうえで大切な姿勢として、「違和感の追求」がある。書かれたものに感じる違和感の底には、作者の意図的なものや、無意識の深層心理が隠されている。我々が漠然と受け入れてきた「平安時代の深窓の姫君」像は「平安時代の女性があこがれ、追い求めた理想像」であって、決して現実の投影ではない。そのような認識のうえに立って読み解くことで古典常識は塗り

替えられ、作品の理解は深まっていくのである。

### 【注】

(注一) 三角洋一校注『とはずがたり たまきはる』(新日本古典文学大系 岩波書店 一九九四年三月)『たまきはる』(二五五頁)。以下、『たまきはる』の引用はすべて同書による。

(注二) 拙稿「隠される典侍」と「さらされる典侍」(『中央大学大学院研究年報 文学研究科編』第二八号 一九八八年三月)

(注三) 藤岡忠美 中野幸一 犬養廉 石井文夫校注・訳『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』(新編日本古典文学全集 小学館 一九九四年九月)

以下、『讃岐典侍日記』の引用はすべて同書により、引用箇所末尾に該当頁を付した。

(注四) 山川三千子『女官 明治宮中出仕の記』(講談社学術文庫 二〇一六年七月)

(注五) 注二に同じ。

(注六) 拙稿「『讃岐典侍日記』史料的价值とその限界」(『群馬高専レビュー』第三七号 二〇一九年三月)

(注七) 注二に同じ。

(注八) 鳥羽天皇即位式については、藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』(吉川弘文館 二〇〇〇年十二月)にその詳細が述べられている。

(注九) 注八に同じ。

(注十) 注八に同じ。

(注十一) 長崎健 外村南都子 岩佐美代子 稲田利徳  
伊藤敬校注・訳『中世日記紀行集 海道記 東関紀行  
弁内侍日記 十六夜日記 ほか』(新編日本文学全集 小  
学館 一九九四年七月)以下、『弁内侍日記』の引用は同  
書による。

(注十二) 福田秀一 岩佐美代子 川添昭二校注『中世日  
記紀行集』(新日本古典文学大系 岩波書店 一九九〇年  
一〇月)

(注十三) 和田英松 所功校訂『新訂 建武年中行事註  
解』(講談社学術文庫 一九八九年九月)

(おおた たまき 群馬工業高等専門学校准教授)